

第37回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成25年3月6日（水）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学公共経営大学院教授）

副議長 豊 秀一（朝日新聞大阪本社社会部次長）

長見 万里野（全国消費者協会連合会会長）

中川 英彦（前京都大学大学院教授）

湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会長 山岸 憲司

副会長 橋本 副孝、武井 共夫、小川 恭子、額瀨 和義、山下 哲夫、
宇都宮 真由美

事務総長 荒 中

事務次長 中西 一裕、鈴木 啓文、菅沼 友子

広報室室長 生田 康介

（説明協力者）

中島 真（明石市総務部次長）

益田 明子（明石市総務部コンプライアンス担当課長兼政策部政策
室課長）

以上 敬称略

1. 開会

（中西事務次長）

委員の皆様、お忙しい中、本当にありがとうございます。第37回の市民会議を始めさせていただきます。

まず日弁連側の出席者から紹介します。山岸憲司会長には後でご挨拶いただきます。それでは山下哲夫副会長から。

（山下副会長）

山下でございます。

（橋本副会長）

橋本でございます。

（額瀨副会長）

額瀨でございます。よろしく申し上げます。

(武井副会長)

武井でございます。よろしくお願いいたします。

(宇都宮副会長)

よろしくお願いいたします。

(荒事務総長)

よろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

よろしくお願いいたします。

(菅沼事務次長)

よろしくお願いいたします。

(生田広報室長)

よろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

ありがとうございました。

資料ですけれども、事前配付の資料は、議題1が、本日この後「行政分野への弁護士の活動領域の拡大について」ということで、資料37-1から37-1-6まで。それから議題2「法曹養成制度検討会議の検討状況について」は、37-2から37-2-8まででして、報告の中心の議題です。他に当日配付資料が37-1-7ということで配付しておりまして、明石市における任期付き弁護士職員の関係の資料です。この後、ゲストスピーカーとしていらしていただいている明石市のお二人からお話を伺います。

それから、毎回のことですが、今回の市民会議もホームページに掲載する「今週の会長」の撮影でカメラが入ります。場合によってはお顔が入ることもありますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以下、北川議長、よろしくお願いいたします。

2. 開会の挨拶

(北川議長)

どうも委員の皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。

本日は、清原慶子委員、ダニエル・フット委員、古賀伸明委員、松永真理委員は、所用のためご欠席でございます。

それでは、ただいまから第37回の市民会議を開会させていただきます。

3. 山岸憲司日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に山岸日弁連会長からご挨拶をいただきたいと思っております。

(山岸会長)

山岸でございます。いつものことでございますけれども、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。市民会議も発足からだいぶ長くなってまいりました。いろいろなテーマについて、貴重なご意見を伺うことができる場として、私どももしっかりと受け止めさせていただきたいと思っております。

先月、久しぶりに被災地の石巻市、東松島市に行きまして、これもまた荒事務総長に連れて行ってもらったのですが、弁護士が任期付職員としてそれぞれの市役所に採用されるということでご挨拶に行きました。また、各市の被災状況、その後の復興計画の実情等、詳しくご説明を受け、大川小学校や女川町立病院などを見てまいりました。まだまだ復興はこれからでございますけれども、復興まちづくりの中で、あるいは自治体の中で、今後とも弁護士が活躍できる場、あるいはお役に立てる場があれば積極的に展開をしていきたいと考えているところでございます。

今日は明石市からお出でいただきまして、ありがとうございます。泉市長には前にもお越しいただいて、会長室で速射砲のような説明を受けておりますので、ある程度理解はしているつもりですけれども、また今日は対論の形でいろいろと実りの多い意見交換をさせていただければ、貴重な一日になるのではないかと思います。よろしく願い申し上げます。

4. 議事録署名人の決定

(北川議長)

ありがとうございました。

それでは、次に議事録署名人を決定したいと思います。恐縮ですが、豊副議長と湯浅委員を指名させていただきますので、よろしく願いいたします。

(承 認)

5. 議事

議題①行政分野への弁護士の活動領域の拡大について

(北川議長)

それでは議題に入ります。お手元に配付されている議題のとおり進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。議題1は、「行政分野への弁護士の活動領域拡大について」です。

それでは検討を行いたいと思いますが、本日は、中島真明石市総務部次長、益田明子明石市総務部コンプライアンス担当課長兼政策部政策室課長にお越しいただいております。今山岸会長からもご説明がありましたが、明石市の泉市長は弁護士でございますが、5名を一遍に任期付で採用されました。1人の弁護士がそれだけやったのですから、日弁連にも頑張ってもらっていて、活動領域の拡大をしていただきたいと思います。お忙しいところ、わざわざ明石市からお二人にお越しいただきましたので、議論が深まりますようお願い申し上げます。

それでは早速でございますけれども、明石市のお二人から、任期付採用について問題等々のお話を賜りまして、後ほど、質疑をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願いたします。それではどうぞ。

(中島明石市総務部次長)

明石市総務部次長の中島でございます。隣におりますのが、先ほど北川議長からご紹介いただきました益田課長でございます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは私どもから 30 分程度お話をさせていただきたいと思っております。恐れ入りますが、お手元の資料 37-1-7 と書いています「明石市における任期付弁護士職員活用の概要」という 1 枚もののペーパーをご覧ください。資料の 2 枚目以降は、関連資料の表題と資料が綴ってあります。

それでは表紙でご説明をさせていただきます。まず、採用の背景と狙いについてですが、1 番目に書いております。1 の(1)は、発覚した不祥事の対応ということでありまして、明石市の場合は特殊勤務手当ということ、ごみの 1 日の収集回数を 1 人 3 回までとしておりまして、それ以上する場合は特殊勤務手当を出すという制度になっております。恥ずかしながら、環境部のごみ収集職員がタイヤの計量をはずしたり収集してきたように見せかけたりするという不正受給が、平成 22 年 11 月に発生いたしました。この件では、公益通報制度で外部の弁護士に通報がございまして、独自調査をしたわけでございますが、やはり専門家である弁護士に外部の視点で見ていただく必要があるということから、昨年 5 月に外部の弁護士 3 名で外部調査委員会を立ち上げました。益田課長はじめ職員に 5 名の弁護士がおりますので、事務補助としてあたりまして、この度ようやく真相解明、再発防止策がまとまり、その後、分限・懲戒審査会にかけまして処分を発令して一定の収束をみたという状況でございます。

ごみ収集職員の約半数近くが処分を受け、環境部の職員だけではなく、総務部の管理職も含めて、やはり管理体制が不十分であるというような指摘もいただきました。今手当の廃止の条例を上げ、再発防止策として監視カメラの増設やごみの搬入日報への記録項目の追加など対応策を図っているという状況でございます。

また、もう 1 つ恥ずかしながら、交通部の職員が住所は変わっているのに、変更届を出さずにそのままにしていて、元の状態で住宅手当や通勤手当を過度にもらっていたということが判明いたしまして、現在訴訟をしております。そういったこともございまして、市政の信頼確保ということで、やはりコンプライアンスの確立は、避けて通れない市政運営の根底になりますので、特に重点的にやっていく必要があるということが、採用の背景となったものでございます。

1 の(2)は、新たな施策をするにあたっての公的サポートということでございます。特に近年、地域主権改革一括法の絡みをはじめ、地域主権時代の到来ということが起こっております。そうすると、やはり真に求められる住民が必要とする施策に対して、自治体は自己責任、自己決定のもとに、それをする上での主体的な労力に加えて、専門的知見がいる

ということになってまいります。行政職だけではできない部分がやはりどうしても生じます。そういう意味で、弁護士職員は、法的な専門的職務を担う人材として必要であるという考え方をしています。

特に本市の場合、まちづくりの目標といたしまして、子ども・安全・地域という3つのキーワードがございます。とりわけ、今子ども施策を中心に重点課題を置いて取組も進んでおります。新たな条例づくり、弁護士を活用した政策法務等も進めておりまして、のちほど、担当の益田課長から説明いたします。そうしたこともございまして、やはり時代が弁護士を求めているのだということをひしひしと感じているという状況でございます。

それから、1の(3)は、庁内の法的問題の対応強化ということでございます。どこの市でもあると思うのですけれども、今までは法務担当課という課がございまして、庁内の法律相談を受け、必要なものには外部の顧問弁護士へ依頼するという形をとっておりました。本市もそうしていたのですけれども、2012年9月末で顧問弁護士を打ち切りまして、基本的に5人の弁護士職員で対応する。複雑、難解なもの、長期にわたるものについては、事案に見合った弁護士に引き続き依頼していこうという方針としています。庁内法律問題については、これまで外部の弁護士に頼んでわざわざ足を運んでということで、やはり敷居が高いと言いますか、こう言ったら何ですけれども、わざわざという部分がございます。しかし同じ職場の中で向かい合って仕事をしておりますので、いつでも相談できるというメリット。それと状況が多少でも変われば、その都度聞けるというメリット。早い段階で相談できることで、いわゆる予防法務と言いますか、問題が深刻化する前に対応できるというメリットがございます。問題が発生して深刻化してしまうと、市民にとっても不幸ですし、職員、弁護士にとっても労力がかかります。ということで、メリットがある。とりわけ、行政職の職員にとっては、自信をもって本来の業務に専念できるという部分があります。そのフォローをしていただいているという意味合いでもいいのかなと考えています。

1の(4)は、職員の法務能力向上ということで、これは最後の課題にもなるわけです。今まで法務担当課に相談してやっていたのですが、すべての職員の法務能力を向上させるというのが、地域主権時代には必要だという認識です。ですから、後ほど職務の中で説明するかと思いますけれども、いわゆるOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング）ですが、横について弁護士なりの考え方、資料の整理の仕方、文書の作成の仕方を垣間見ることによって、職員の能力も徐々にですけれども、期待できるようになるのではないかと考えています。国も、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律などをつくりまして、国も自治体も専門職を活用する方向性を示しております。採用されて11か月目くらいになりますが、大変ありがたいと私も思っています。

2番目は、任期付弁護士職員の果たす役割についてです。先ほども申しましたように、一般の行政職員を法的にサポートして、自信をもって一般の行政職員が業務を取り組めるように裏打ちをもってしっかりとやれるようにするという役割があると思っています。地域主権の話を持ち出しましたけれども、地域の個性あるまちづくりを展開する上で、地域

の独自の施策を実現するように、法律的な側面から支援するという面もあろうと思います。

明石市でも、全国的にもありますけれども、子どもの基本条例、空き家条例の検討や、ラブホテルの規制に関する条例などの実効性をもう少し高めたいということで、これを見直す。それと、特に子どもの養育支援を図るための計画などもこれからやっけていこうとしております。そういう中で、やはり弁護士だけでは足りないだろうということで、専門職として社会福祉士と臨床心理士を2013年春に採用するというので、この資料の8や9に載せています。元教職員、社会福祉士、臨床心理士、弁護士といった専門家でもって総合的に養育支援を図っていきたいという思いで考えています。アドバイスなりをいただければと、大変ありがたく思います。

2の(3)ですけれども、住民向けサービスの拡充は他の自治体にはあまりないと思います。5名採用しました弁護士職員のうち、実質的には専従で2人を市民相談担当の職員として配置しています。その職員らと益田課長も協力しまして、病院、あるいは自宅の枕元まで行って訪問し、法律相談を受けています。市の出張所などで受けているものはよくあるかと思うのですが、枕元まで訪問しています。それは単なる住民サービスという部分だけではなく、この人がこういう状況だったらこういうものにも紹介できるという面があり、そこから拾い出される、例えば生活保護、介護保険、障害福祉といった支援に結びつく。5人の弁護士職員につきましては、特に福祉行政政策について十分勉強するように伝えてあります。また、福祉部局につないで後のフォローもするという形をお願いしています。これが他市とは違う、明石市の任期付弁護士職員の活動の1つかなと思っています。

それで3番目の、現在行っております弁護士職員の職務内容については、益田課長からご説明させていただきます。

(益田明石市総務部コンプライアンス担当課長)

益田から説明させていただきます。ペーパーの3の上から見ていきたいと思うのですが、1の市民向けサービス、こちらは先ほど中島から説明させていただいた訪問法律相談です。枕元まで行って法律相談、かつ行政サービスにつなげていくという法律相談をしています。

(北川議長)

資料としてはどこですか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

当日配付の資料37-1-7、1枚もののペーパーの3です。

(北川議長)

表題だけなのですね。わかりました。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

3の(1)は、訪問法律相談がメインになります。それから、講演もいろいろなところでさせていただいておりまして、例えばクーリングオフ、あるいは相続など、そういう市民の皆様の間関心があるようなテーマでお話させていただく機会を持たせていただいています。

それから(2)の庁内法律相談ですけれども、こちらは平成24年の4月から庁内法律相談を始めて、今年の25年2月末の11か月で285件の庁内法律相談を受けています。1か月平均約26件という数になっています。ちなみに、任期付弁護士職員が入る前の平成23年度の1年間の顧問弁護士への相談件数は58件でした。また、調停であったり、訴訟であったりの代理人としても働かせていただいています。さらに、外部の弁護士に依頼している訴訟案件などもあるのですけれども、それにつきましては現場との橋渡し役ということで、いろいろ資料を整理したり、チェックしたりといったことをさせていただいています。この他にも、固定資産評価審査委員会への審査の申出への対応、あるいは固定資産税・都市計画税賦課決定に関する異議申立てに関する決定など、いろいろな手続に関与させていただいています。

次に、(3)の政策法務というところです。こちら先ほど中島からも少し話が出ましたが、条例の制定、あるいは新たな施策、運用、こういうことに関する調査、検討なども行っています。少し話が重複しますが、例えば今度、社会福祉士、あるいは臨床心理士が新たに4月から入ってきますので、その方たちと連携して、いじめに関する相談窓口も設けていこうと今検討しています。これは5月くらいからスタートできればいいということで検討しているのですけれども、具体的には弁護士と臨床心理士、社会福祉士、これに教職員のOBも合わせて、専門性高く、かつ総合的に、学校現場の実情がわかる方を入れて、いじめに対する相談を広く受け付けていこうという窓口を設置する検討を進めています。

また、先ほども中島から出ました養育支援ということにも力を入れようとしていまして、ご存じのとおり、民法766条が改正されまして、養育費や面会交流を定めるという形で規定されています。これに合わせて、自治体という一番市民の方に身近な窓口で、養育支援、養育費をどうやって定めたらいいでしょう、あるいは面会交流をどうやって定めたらいいでしょうといったことについて、弁護士、社会福祉士、臨床心理士で連携して相談に応じていこうとしています。ワンストップサービスが何かできないかというような検討も進めています。こういう政策法務的なことも担当させていただいています。

次に、庁内研修講師というのもさせていただいています。また課題のところでも出てきますけれども、OJTというのも一番力を入れなければいけないところだと思っていまして、5名の弁護士職員が入ったことによって、私達弁護士だけが法務的なことを担うということだと、職員の法務能力がかえって下がってしまうといけないという懸念を持っています。まるっきりわれわれ弁護士職員が法務的なことを引き受けてしまっただけで職員の方たちは何もしないということではなく、下書きやドラフトのようなものを職員の方に作成してもらって、それをわれわれが見る、あるいは交渉の仕方についてきちんと打ち合わせてノウハウを身につけてもらう、そういったOJTのようなことをさせていただいています。それにプラスして研修ということで、行政法であったり、コンプライアンスであったりという研修を充実させていこうとしています。

また、来年度からは、自治体法務検定という自治体の職員の法務能力を向上させるための検定があるのですけれども、それに向けた研修もしていこうと企画しておりまして、25年度から実施する予定です。

最後の5の職員個人の法律相談ということで、これも特徴のある業務かと思うのですが、今年25年1月30日から、職員向けに職員個人の法律問題について相談を受けるという業務を福利厚生として始めています。職員の方には時間休を取って相談に来ていただくのですけれども、狙いとしては悩み事なくすっきりと仕事に集中してほしいということにあります。せっかく庁内に弁護士もいますので、個人向けの法律相談というのを福利厚生でさせていただいています。少し簡単にですけれども、職務内容は以上のとおりです。

(中島総務部次長)

この件につきましては、資料4の13ページから16ページまで資料のようなものをまとめておりますので、後ほどご覧いただければと思っております。

それでは表紙に戻っていただきまして、4つ目の弁護士職員をめぐる課題です。先ほど出ましたけれども、明石市の場合、5年という任期で弁護士の方に来ていただいています。その任期終了後の業務の継続性、連続性というのが、どうしても懸念されます。庁内法律相談が280件を超えますけれども、下駄を預けて全部お願いしますというような相談の仕方をする職員については帰すよう、私ども何度も伝えております。「この法律や条例についてこういう考え方でこう思っていますけれども、どうですか、足りませんか」という形で自分なりに考えさせるようにと常日頃から言っています。

それと、特に法務課の職員が今まで職員の法律相談を受けていたものがだいぶ減っていますが、庁内法律相談、あるいは訴訟代理という部分を今も何件かやっていますので、法務課の職員にも伝授と申しますか、一緒にやるということが必要だろうと思っております。できれば準備書面みたいなものまで法務課の職員で自らつくれるというくらいまでレベルアップが必要かなと思っております。

先ほども申しましたけれど、任期終了後も空白がないように、OJTのようなもので底上げしていく。職員にとっては空白状態をなくしていかないと、行政の継続性という観点で困りますので、通常の研修に加えてOJTという中で底上げを図っていきたいと思っております。これからの取組ですのうまくいくかどうかわかりませんが、必ず行っていないと、どうしても空白が出てしまうので対応していこうと思っております。

明石市の場合には、市長も最初は2名ということで弁護士職員の採用を考えていましたけれど、優秀な弁護士がたくさんいたということで、採用枠2名を超えて5名採用ということになりました。しかしながら、全国的に見ると募集があっても応募がないと思っております。それと、理由はわかりませんが、辞退される方もいらっしゃるという話も聞いています。少し言いづらいことを申し上げますが、資料8、9を見ていただくと、日本社会福祉士会、日本臨床心理士会と、この春から一緒になって今申し上げたようないじめの総合専門窓口を設けて、ともに働こうということでご案内をさせてもらっています。会

長にメッセージをもらったり、ホームページでも広報もしていただいたりして、全会員に周知していただいています。日本弁護士連合会でもこれから働く自治体弁護士に向けまして、そういうネットワークを図っていただいたり、今言いましたような課題を検討していただいたり、課題解決に向けてご尽力いただければというのが、厚かましいのですけれどもお願いします。

それと3つ目、弁護士会との関係です。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

弁護士会との関係ということでは、やはり会費の問題ですね。現在、職員の個人負担ということになっているのですけれども、結構重い負担ですので、何とかならないかと。自治体職員は準会員なのか、特別会員なのかかわからないのですけれども、例えば別の位置付けにするといった工夫はできないものだろうかということは、課題かなと考えています。特に、自治体に入ったことで登録を抹消する方というのも結構多いと聞いていまして、自治体に入る弁護士が増えたはいいのだけれども、結局入っている職員というのは弁護士登録を辞めてしまって、実は弁護士ではないという状況がいいのかという問題意識も感じています。ですので、経済的などころもさておき、弁護士会に入っていないという状況が望ましいのかどうかという議論も、ぜひ行っていただければと思っています。

それから研修や委員会といった活動について、例えば新人、今明石市に2名1年目の弁護士がいるのですけれども、やはり新人研修は非常に大切なものだと私は認識しているのですが、なかなか国選弁護を市の職員がするというのは厳しい。あるいは明石市は自治体の法律相談を実務研修として認めてもらっているのですけれども、いろいろな研修で少し制約がかかってしまうということもありますので、自治体の職員に合ったやり方というのをカスタマイズして、日弁連でオーソライズしてやっていただければ、各地方の弁護士会でもやりやすいかなと思っています。特に研修については、組織におりますと有給を取って行くというのは実はなかなかハードルが高いものになります。もちろん受けなければいけないものは受けるのですけれども、どこまでが必要なのかということは、もう少し絞れるのかなという印象も持っています。

組織内弁護士の会費や研修の仕組みについて、おそらく今まであまり考慮されていない仕組みだったのかなとも思います。新しく増えてきた組織内弁護士、特に公務員としての立場がある任期付弁護士職員について、また別の配慮も必要かとも思いますので、ぜひ検討していただければと思います。

(中島総務部次長)

一挙に5名を採用したということで、実は議会の中でもいろいろな意思があります。やはり頑張っている実情を見てわかっていただける人もいるのですけれども、行政職をもっと採用したらいいという形ですり替えてしまうこともありまして、その辺の理解を得るのがなかなか難しいと感じています。

以上です。荒っぽい説明で申し訳ございませんでした。資料等には実績や採用の条件を

載せています。後ほどご覧いただければと思います。

(北川議長)

お二人どうもありがとうございました。実務に基づいて実質的なことの悩みなどいろいろあると思います。山岸会長、私は弁護士会の議論のレベルを上げてほしいのです。例えば、弁護士会費の問題があります。問題は何ですという議論に止まっていますが、どういふ対応をするのだという議論になってこない、いつまで経っても、賽の河原、元の木阿弥になる可能性がある。したがって、せっかく明石市で弁護士職員として5名が採用されたということをつきかき、ぜひ活動領域の拡大をお願いしたいと思っています。質問のきっかけをつくるために、私から先に質問を申し上げて、委員の先生方も、弁護士もフリーということはどうでしょうか。中西次長。

(中西次長)

どうぞ。

(北川議長)

ご質問もいただければと思いますが。まず、明石市で2名を募集したところ22名の応募があり、18名が面接に来た。なかなか優秀な人がいるということで5名を採用したということは、1名を採用するというよりは複数で採ったほうが良いという判断だったと、私は泉市長にお聞きしたことがあります。そういった募集方法のテクニック、何か弁護士が応募しやすいような状況があったのかどうかというのを、少し突っ込んだ失礼な話ですが、お聞きしたいと思います。また、今議会から多少のクレームがついているということですが、具体的におっしゃっていただきたいと思っています。私も明石市の議員と一緒に、議会から散々言われたことがありまして、それは議会が間違っているという話をしたこともあります。そういった具体的な悩み、あったことを言える範囲で最大限おっしゃっていただければと思います。すみませんが、これをきっかけにどうぞご質問をいただけますでしょうか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

まず益田から、採用の仕方について、応募者の目で見るといふことでお話しさせていただこうと思います。明石市では非常に応募者が多かったのですが、実は他の自治体では募集はあっても応募者がいないという事情があるという報道も見ておまして、大変残念に思っています。明石市の募集の仕方と他の自治体と違ったところは、先ほどご指摘いただいたとおり、まず複数名の採用であったということです。やはり複数名だと、庁内で孤立するということが避けられるのではないかと、応募する側としては非常に応募しやすいところがありました。

それから任期についても、2年や3年というところが結構多いのですけれども、明石市の場合は5年ということで募集がされていまして、5年もあれば結構落ち着いて仕事をできるなと感じました。2年だと慌ただしいという感覚がありましたので、5年の任期、かつ複数名の採用というのが応募するにあたっては非常に応募しやすかったという意識を

持っています。

あとは、他の自治体で少し目立ちますのは、募集期間が非常に短いところが多いです。これは予算などいろいろな自治体のご事情があつてのことだと思うのですが、やはり募集期間が短いと、法律事務所です仕事をしていると仕事の整理もつきませんし、なかなか応募者が少なくなってしまうかと思えます。その意味でも明石市は募集期間が十分にあつたという認識ですので、このあたりが募集の仕方のポイントかなと思っています。

(中島総務部次長)

もう1点お尋ねの、議会との関係でございますけれども、先ほど少し申しました弁護士会費の関係もあつて、うまくいっていないという部分が実はございます。やはり弁護士登録をしないと弁護士と名乗れない状況から、弁護士という肩書きでもって市民の方は信頼して相談をするという中で、公務の一環だということで、当初は公費負担としていましたけれども、それは違ふだろうという意見が出ました。自分で入るべきものだろうという意見が過半数を超えまして、また、市民の理解を得る上からも、申し訳ないですが、結果的には9月でもって自己負担で弁護士会に登録していただくことになったという状況です。

(北川議長)

弁護士会費、これは議論すると議会からはだめだと言われると思うのですが、実際はそういう仕組みになっていて、弁護士会に入っていないとうまく機能しないという面もあるでしょう。そういったことを全体でカバーする、弁護士会がどういう仕組みになっているか、あるいはどう対応するかということは、結論を出していかないとと思えます。明石市の場合も最初は公費負担だと言って押し切ろうとしたけれども、議会の皆さん方が許してくれなかったということですよ。どれくらいの格闘がありましたか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

そうですね。私としては弁護士会費で味噌がつくと申しますか、弁護士会費の問題で任期付弁護士職員の拡がりや止まるというのは非常にもったいないことだと認識してしまっていて、例えば任期付弁護士職員ではないですけども、首長、自治体トップの方には、当選された途端に弁護士登録を辞められる方も結構いらっしゃいますので、どうしてそういったもったいない状況を放置しているのかという問題意識も持っています。何か特別会員ではないですけど、弁護士として営利活動をするのがないような立場の方々については別枠ということもあり得るのではないかと考えています。今のところ議論があまりなされていないような気がするのですが、当事者の立場としては会費の問題で理解を得られないというのは、やはり非常にもったいないと非常に残念に思っているところです。

(北川議長)

先ほどは私が勝手に言いましたが、委員の皆さん、ご質問をどうぞ。

(瀨瀬副会長)

私は愛知県弁護士会の会長も兼任していますが、愛知県弁護士会で任期付公務員に対して徴収している会費は、減免申請を受ける形にはなっています。いろいろな単位会

によって違うのではないのでしょうか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

おっしゃるとおりです。富山県弁護士会でも単位会の会費は免除しているというお話を伺っています。

(北川議長)

瀨瀬先生。先ほども申し上げたとおり、単位会レベルの話はもう卒業して煮詰めていただかないと、いつまで経ってもこのレベルの話ではないかと大変心配しているのです。いや、愛知県弁護士会ではやっているのだと言ったって、それは勝手でしょうということになるといけないから、トータルでどうするかという議論に、私は高めていってほしいのです。

どうでしょうか。ナーバスな問題かも知れませんが。

(中川委員)

あまり大した問題ではないかも知れませんが、会費の問題は、自治体に勤務する弁護士よりもむしろ企業弁護士のほうが実は大きいのですよね。人数も今 700 人くらいになっているのでしょうか。ですから、そういう人たちがどうしているかというのは、非常に参考になると思うのですけれども、私も正確な数字は持っていませんけれども、概ね企業負担という形になりつつあるように思っています。結局、就職のときにはっきり取り決めるという姿勢が大切なのです。もちろん会費の問題だけではなく、研修の問題、プロボノの問題などいろいろあります。そういった弁護士としてのステイタスを組織の中に入ってもどの程度残すのかということについて、全般的な取り決めをきちんとやるということが大切だと思います。

ところが、このことが企業側も弁護士側もはっきりしないまま採用されているというのが現状なのです。ですから、日弁連、弁護士側としてはこういう形にしたいという発信をされるべきだと私は思います。その上で、例えば中小企業は負担が多くありませんから半分半分にしようという話もあると思います。全部そのとおりに行くとは思いませんが、それはそれとしてお互いの立場と申しますか、企業側にきちんと、われわれとしてはこのようにしたいということをきちんと発信すべきであると思います。そして、組織と話をしていくというスタンスをこれから打ち出していくべきだと思います。

これだけ組織内弁護士が増えていますから、北川議長もおっしゃるとおり、この辺で一巡りをつける問題だと思っています。

(北川議長)

中川委員、企業の場合は株主との関係で行えるかわかりませんが、地方の場合は議会があるのですよね。明石市も最初は絶対公費負担だと頑張ったが、半年くらいして止めてしまいました。そういった現実をどう処理するかということも議論されたほうがいいと思うのですけれども。どうぞ、弁護士の先生方もご質問をどうぞ。

(瀨瀬副会長)

たくさん聞きたいことがあるのですけれども、1つは、任期は5年とのことですが再任というのはあるかどうかということ。

(北川議長)

順番でいきましょうか。再任はどうでしょうか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

再任は、基本的には仮に募集があればもう一度試験を受ける形ではあるかもしれませんが。その程度の話です。

(瀨瀬副会長)

それから代理人をやられていらっしゃるということで、訴訟等が2件、調停もあるというお話なのですが、今回入られた人は、係長級、課長級、次長級、どういう層の方が入れましたか。

(北川議長)

年齢を全部お話してください。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

資料の1に採用者一覧がございます。

(中島総務部次長)

6/31をご覧ください。上3人が課長級で、下が主任級ということ。採用に関しては、17/31から22/31にわたって採用試験の案内が載っています。実務経験3年前までとそれ以上といった形で、給料等も待遇として19ページに載っております。

(瀨瀬副会長)

それから、市民相談も弁護士職員の5名の方が手分けしてやられるのでしょうか。市民の方から依頼を受けて訴訟をやりたい、調停をやしてほしい、あるいは、できないだろうと思うのですが訴訟までやらないにしても代理人として動いてほしいというときは、チャンネル替えはどうおやりになられるのでしょうか。

加えて、監査委員会などいろいろな委員会があつて、市と意見が真っ向から衝突するような委員会も出てくると思うのですが、そういうところに弁護士等も入っていらっしゃると思うのですが、そういう選任はどのようにやっているのでしょうか。

(中島総務部次長)

最後に言われた部分ですけれども、市長部局に5名入っているのみです。例えば議会、監査事務局、行政委員会というのは一切いません。従事もしていません。

(北川議長)

例えば監査委員に相手の弁護士、という意味ですよ。

(瀨瀬副会長)

私も地方自治体の監査委員をやったことがあるのですが、そういうのには当然、弁護士職員はお入りになれないですから、外部の弁護士を入れられた経験は。

(中島総務部次長)

明石市の場合は現在、合計4名おまして、議会から選出されるのが2名、それから代表監査委員ということで、実質上は行政職のOB1名、もう1人は公認会計士です。

(瀬瀬副会長)

過去に弁護士から採用されたことはありませんか。

(中島総務部次長)

ないですね。

(瀬瀬副会長)

例えば個人情報、情報公開に、弁護士が出てきて、例えば情報公開できない、あるいは、こんなものをしなさいといった市の意見と真っ向からぶつかるようなことが結構あるかと思えます。そういったところに弁護士の配置、採用、登用と申しますかは、どのようになっているのでしょうか。

(中島総務部次長)

情報公開を担当している部署では一般職員で対応し、問題があれば異議申立、不服審査があれば審査会を設けています。審査会には大学教授、弁護士等の学識者もいらっしゃいますので、そこから答申として出てきます。答申が出てきたらやはり従わざるを得ませんので。

(瀬瀬副会長)

その弁護士は、明石市内で事務所を開いていらっしゃる別の弁護士の中からでしょうか。

(中島総務部次長)

いや、そうとは限りません。神戸市や、他にも近隣の市町からもです。

(瀬瀬副会長)

そうですか。

(北川議長)

最初のご質問はどうでしょう。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

最初の質問に戻りまして、法律相談は5名中2名が市民相談課というところに配属されていますので、その2名が主に担当しています。ただ、他の者も適宜担当ということになっていますので、私も何回か担当させていただきました。受任が必要な場合のつなぎについてなのですけれども、正直それほど受任に至るような相談というのは多くはありません。これは受任が必要かなという案件があったり、誰かご紹介いただけませんかというご要望があったりしたら、法テラスや弁護士会の窓口をご紹介してつないでいるという状況です。まだ、正式な仕組みはないのですけれども、それを検討中ということです。

(北川議長)

よろしゅうございますか。どなたか。どうぞ、湯浅委員。

(湯浅委員)

自治体も財政が厳しいみたいなので、専門職がどんどん減ってきているというところで、

こういった専門職採用を意欲的にやられている。特にアウトリーチ、枕元までという話もありましたけれども、基本的には意欲的だし、果敢な試みだと思っています。全体像が見えていないのですけれど、これが思うように拡がっていない現状があるわけですか。あるいは、先ほど辞退される弁護士もいらっしゃるということや会費の話なども出ましたけれども、明石市はこういうことをやっていてメリットがあると言われていましたが、その後続する地方自治体の側というのが、どういう評価をしているのか。そのあたりをご承知の範囲で教えていただければと思います。

(北川議長)

これは私が少し解説して、足りなかつたら補ってもらったらいいかと思います。明石市の任期付職員として5名が一気に採用された、というのは史上初めてのことでして、誠に希有なことです。任期付での採用は、全国で30か所か40か所、それくらいだと思います。普段は、顧問弁護士ということで、1つ1つの事案に対してお願いして対応していくということがメインだと思います。

そうすると、実は先ほど益田弁護士もおっしゃいましたけれど、法の集積と申しますか蓄積がされていかないし、その場の対応で切った張っただけをやる顧問弁護士だと、そういうことを超えてやろうとはならない。泉明石市長は弁護士ですので、今気運としては弁護士が大量に採用されています。山岸会長が会長選挙に立候補されるときは、法科大学院の定員、あるいは弁護士の数を減らすというようなことをおっしゃっていた。そんな縮小議論は、すみませんが私はおかしいと感じています。実態はそうだけれども、私個人の意見ですが、もっと働く範囲を広げて、法の支配が行き届いたらと。そういう背景で、もっと行政サイドに入っていくということについて、何かご意見はありますか。

(中島総務部次長)

先ほど少し言いましたけれども、子ども・安全・地域という3つのキーワードで政策展開を図っているという話をさせていただきました。特に子どもに力を入れています。その1つとして、先ほど申し上げた養育支援の話、子どもの総合支援体制の整備といったことにこれから取り組んでいこうということで、弁護士にかかわらず、他の専門職も専門性の高い知識と能力を持っていらっしゃる。表現はきつい言い方、適切な言葉が出ないですけども、使い道はたくさんあると私どもは思います。行政職から見ればあると思います。行政職はどうしても3年程度でいろいろな部署を回ります。となりますと、一般的なことはそれぞれの部署でわかりますし、従来踏襲型の行政の仕方というのははっきり言って慣れています。ただ、時代背景、社会情勢の中で、このような新しい施策が求められています。それに対して、法的にこういう面が必要ですよというのを側面からカバーしてもらえれば、それならばこれに邁進しようということでできる部分も出てきますので、やはりその職員が自信をもって業務にあたれると。それを裏からサポートしてくれるというのがあれば、一般職員も能力をものすごく発揮できるだろうし、市民にとっても幸福に一步近づくのではないかと、メリットあるのではないかと考えています。

(湯浅委員)

全体のコンセプトがもう1つ見えていないのが、そういうことがあって、40 くらいの自治体が採用していて、残りの 1,700 くらいの自治体が続々と続こうとしているのだけれども、先ほど出た会費の問題で止まっているのか、各自治体が持っているそれぞれの理由、財政の問題などでなかなか乗ってこないのか。全体の流れはどういう感じなのですか。

(北川議長)

これも私から。私も実はびっくりしたのですけれども、もともと行政そのものにとって弁護士は敵なのです。明らかに、驚くほど敵対視しているのです。恐るべきことなのですが、市民オンブズマンの味方をしやがってというようなこと、その文化を変えたいのです。すなわち、行政はやられる側に立つのです。行政が、何か弁護士を敵対するという見方をしていることがかなりあります。それは部分にもよります。だから、私はその文化を変えないといけないと思っています。

やはり分権時代になりますと、国のことで追認してやるのではなしに、自己決定していかないといけないから、政策法務、つまり法律に基づいて判断しないと自治体の行政職員は難儀な話は全部逃げたくなってしまう。ですから、こういう価値創造はやっていかないという雰囲気があります。行政はどちらかというと弁護士とは別の世界にいますから、そういう説明役をしてもらう。そうではないのだと。法に基づいてやるということはいいいではないかということを外部に言ったらいいでしょう。ですから、そういう意味ではお互いの認識を深め合う努力が、今のところいるのではないかという問題意識を持っています。

(湯浅委員)

なるほど。自治体の側も結構おっかなびっくりといったところがあるのでしょうか。

(北川議長)

おっかなびっくりというか、食わず嫌いのところが残念ながら非常にあるのです。

(湯浅委員)

それはよくある話ですね。

(北川議長)

私、独断と偏見で喋っていますから、どんどん補ってください。

(長見委員)

少し細かいことなのですが、先ほど、枕元までというお話がありましたけれども、それはどういう政策の中でそういう枕元まで行き着くようになるのでしょうか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

要件としては、ご病気だったり高齢だったり、でも法律問題を抱えていて相談されたいという方に、お電話をいただいたらこちらが出掛けてご相談に乗るという形にしています。これは、今まで役所に来て相談を受けるというだけの体制であったのを、それでは少し足りないのではないかと。任期付弁護士職員というのも市民に雇われているのだから、ちゃんと市民のところまで出掛けて仕事をするべきじゃないかと。そういう思想、発想に

基づいてこういうサービスになっています。

(長見委員)

そうすると、法律相談の一部ということでしょうか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

そうですね。法律相談の一部であり、かつ、行政サービスにつなぐ糸口というか、取っかかりにしたいと考えています。

(長見委員)

どのくらいの相談件数が今までありますか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

相談件数は、それほどまだ実は多くはないのですが。

(中島総務部次長)

13 ページをご覧ください。

(長見委員)

ええ。そんな詳しくなくていいのですけれど。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

14 件です。

(長見委員)

結構ありますね。

(北川議長)

なかなかの数ですよ。

(長見委員)

そうですね。

(北川議長)

よろしいですか。どうぞ。

(豊副議長)

今の組織内の弁護士の数の推移を見ると、ちょうど企業内が 2012 年で 771 人、任期付公務員が 106 人ということで、伸び方を見ると企業内がかなり伸びているようです。益田課長のご経歴を見ると、以前企業内でもお仕事をされているとのことなのですが、企業内が伸びて、なかなか任期付公務員は伸びないのは、いくつか理由などあったと思うのですが、ご自身のご経歴とか体験から、どのあたりに背景にあるのか、教えていただければと思います。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

いろいろ思うところはあるのですが、1つ感じているのはやはり日弁連の取組です。日弁連の取組、まず企業内弁護士を増やそうという取組は、かなり熱心にされていたと思います。それに引き続いて、最近非常に自治体に任期付弁護士職員を増やそうという活動をしていただいている、それによって徐々に増えてきているという感じだと思うのです。

多分、ターゲットとして最初は企業内弁護士だったのではないかと感じているのですけれども、だんだんとそういう地道な活動の成果が表れてきたと。

先ほど湯浅委員からも少しお話があったのですけれども、広がりを見せているかということについて、視察が結構ありまして、それで視察に来た自治体が募集をかけているのです。ですので、実態としてはかなり広がってきているのではないかと感じています。

それだけに、やはり応募者がいないというのは、弁護士サイドへのアピールというものがもう少し必要なかと思っています。プラス、広がりを持たない理由として、企業は正社員で採用したりするのです。私も正社員だったのですけれども、一方、任期付職員は任期が終わればそれっきりということになりますので、キャリアとしての魅力が認識されていない。特に、中央官庁の場合は大手の法律事務所が若手の人材を出向のような形でどんどん出しているのですけれども、自治体には余り出していないです。一部有名な、出している事務所もあるのですけれども、ごく少数にとどまっているということだと思います。ですので、あまりまだ自治体というのがマーケットとして認識されていないと感じています。

(北川議長)

まだそういう未成熟な状態というのがあって、他の自治体が明石市を見に行くといいなと、われわれが説明すると一遍やろうかと。ただ、そのような段階ですから、お互いがマッチングさせる努力がいると思うのですけれど。

(中川委員)

情報というか、弁護士側に対する情報が少ない。やはり行政に入るといのは精神的に大きなバリアを感じますよね。しかも、任期が終わればその後はどうなるのだろうかという不安、これは非常に大きいものがありますよね。やられているお仕事の内容を見ますと、企業内弁護士と全く一緒なのです。100%同じです。ですからどの方でもやれる仕事なのですから、不安はないはずなのです。けれども、やはり行政ということで何か不安がある。それからその地方、地域に拘束されてしまうというようなことがあるでしょう。ですから、その辺はそういうものではないということを、十分発信してあげるといことも大切なのではないかと思います。

それから、1つ質問があるので、この訴訟代理、調停でも何でもいいのだけれども、やる場合には代理人として100%行政側に立つわけでしょう。ところがその物事の性質から見て、住民の利益というものと非常に対立する。そのときにでも、やはり行政側に立たざるを得ないということは、弁護士の良心としてどうかというときに、その点はどうお考えになりますか。そういう問題はないですか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

おっしゃることは大変難しい問題だと思います。ただ、例えば自治体の立場にあったとしても、もし自治体に非があるなら、私どもは自治体に非があるというアドバイスをします。ですから、訴訟の中でも例えば否認するのではなくて、その点は認めましょうといったアドバイスはできると思います。今のところは、実際にこのような訴訟はできないとっ

た感じのことはまだ経験はしていないのですけれども。

(北川議長)

私も議論に入らせていただいて少ししゃべり過ぎなのですが、今中川委員がおっしゃられたことは実に重要な問題です。弁護士が市民の権利を守るために闘う、こちらは行政の権力で闘うということ。これはやはり弁護士はきちんとされているから、行政に非があったら行政に非があるということをおっしゃっていただけるのだと思うのです。それは難しい問題であるけれども、行政が克服しなければいけない問題ですね。ですから、そこを恐れて弁護士を忌避するというのは、分権時代の一番のネックになっていると私は思うのです。ですから、まさに今おっしゃっていただいたこと、どんどん任期付採用をやればいいのです。情報公開時代ですから、力で押し切ろうとすれば行政もたなくなりますよね。私はそういう点でも採用したほうがいいという気がしているのです。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

負けるべき訴訟は負けたほうがいいというのが、私どもの考えです。

(北川議長)

おそらくそうでないと、市全体がもたないと思うのですよね。

(額瀨副会長)

益田弁護士のような方がいらっしゃれば、本当に、トータルとしていい社会になると思う。

(中川委員)

口では簡単ですが、実際はそうはいかないです。これは企業内弁護士も悩んでいるのですから。要するに職員なのですよね。会社の利益と合致しないときに、弁護士倫理を優先させるのか、職員としての義務を優先させるのかという、非常に深刻な問題なのです。結局どう解決するかというと、辞めるしかないですね。口でアドバイスするのは簡単です。会社がおかしいと言ったって、いや、そんなことを言ったってやることはやるのだと言われたら、それで終わりですから。そこは、方法としては自分の職を賭すしかない。ですから、そこまですぐに腹をくくってやるか、あるいはそれではだれもやる人がいなくなるから弁護士倫理を優先させていいという確約を事前に組織からとっておくか。何かそういう問題だと、私は思っているのです。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

そういうことがあると、本当に心強く業務ができると思います。逆に任期付であるということ、非常に自由な気持ちで組織に属していただけるというのものもあるかもしれません。

(中川委員)

それはそうかもしれません。しかし、気軽になってしまって、いい加減になるという面もありますから。

(北川議長)

中川委員、ただ、それも事実、すごく重要な問題であるのですが、それ以前に行政は食

わず嫌いだということがあるのです。法律は触らずに、逃げて。ですから、弁護士が一緒に仲間としていてくれたら大きな問題を裁けるし、大きな事件になる以前にこれはだめだというサジェスションも与えられる。究極ぎりぎりのところではどちらの味方をするかという議論に詰まってくるから、そういう契約的なことはいるとは思いますが、それ以前に法の支配というか、行政が法に基づいて行われるという状況をつくり出したいと。

(中川委員)

それはおっしゃるとおりですね。私が言っていることは、何万回に1回しかない話で、そんなものは滅多にない話ですね。やはり日常のコンプライアンスというか、こちらのほうがはるかに重要ですし、住民サービスと申しますか、そういう点でも大切だと思います。私は行政組織に入っていて一向にいいと思いますし、なぜ今までそうならなかったのかがむしろわからないくらいです。やはりそういうメリットがあるということをどんどん発信していただくべきだと。

今、北川議長がおっしゃった文化を突き崩すというか、やはり食わず嫌いなのですよ。

(北川議長)

本当に残念だと思うのです。

(中川委員)

採用してみればこんなにいいかと。

(北川議長)

では会長、どうぞ。

(山岸会長)

この問題は、前から私も問題意識を持っていて、北川議長のお招きで「マニフェスト・サミット 2012」に行ってお喋らせてもらったことがあります。おっしゃったように弁護士の立ち位置が、非常に狭いといっているかわかりませんが、やはり国家権力のチェック機能、行政の非違を正すといったことに特化していたところがある。それからオンブズマン制度などのいろいろな活動の中では、まさに行政が情報隠しをし、悪いことは認めずに物事を先送りし、オンブズマンなどがいろいろな情報公開を求めてくるという中で、弁護士の活動を敵とみなしてしまうというような、非常によくない関係がありました。弁護士が食いついてきたから気をつけなければということがあったわけです。

ですから、私ども弁護士が行政との連携、協働というだけでもかなり反発をする人たちが今でもいます。ましてや行政の中に入って、われわれは司法だというのに、なぜ行政の中に入って、公務員になってやるのだという意識の人たちは多いのですが、働く人も増えて、いろいろなところで幅広く法の支配が貫徹されなければいけないという意識がかなり芽生えてきたのだろうという気はします。それで、仕方がないから行政に入る、企業に入るのではなく、行政や企業で私はこういう立ち位置で活躍してみたい、役に立ちたいというような形、企業内法務や、今回冒頭で申し上げた被災自治体に行って活動したいという人もいます。なかなか志も高く、能力もありそうだということで、私どもも視察から安心し

て帰ってきました。そういう流れになってきています。

ですから、そういった意味でまさに行政の非違を正すというか、行政訴訟などいろいろなものをしっかりやる弁護士ももっとちゃんと育てていかなくてはいけません、今回の震災でもそうですけれども、行政との連携、協働作業の中でもっと市民の方々の権利救済に資する活動をしていかなければいけないだろうということもあります。加えてもう1つ、今北川議長が盛んにおっしゃっているように、自治体の中でコンプライアンスや内部統制をしっかりとやっていくということが必要なのですね。

おっしゃるように、行政側から見た今までの弁護士イメージ、文句ばかりつけるという意識と、弁護士の側からすると行政というのは隠して、非は絶対認めないというイメージだけが先行している不幸な時代から、大きく変わりつつあるときだと思しますので、それをいい方向に変えていくということが必要なだろうと思っています。徐々に徐々に数が増えてきて理解が高まれば、われわれもそういう人たちに対してもっと理解が進みます。日本組織内弁護士協会との間でも研修などいろいろなことで実のある議論をし、意見交換をし、またわれわれのあり方においても変わっていくということが必要だろうと思っていますので、過渡期だと思っています。

企業内法務からも自治体法務からも、会費のことは常に言われるわけなのですけれども、今までの弁護士の建付からすると少し異質な意識があったのが、そうでないということになってくる中で、改めて議論しなければいけないことだと思っています。

それから、やはり弁護士はみな対等で、一人前だと。ですから、若手弁護士に対する優遇政策で会費を減額するといった話でもまだまだ反対する人は相当いますし、育児休暇のときに減免ということについても反対する人がまだまだ根強いのです。ましてや、企業法務や自治体の中に入っている人たちになぜ会費を優遇するのかと。弁護士である以上は当然同じように会費を納めて、その会費は委員の皆様方もご存じのように、あらかたボランティア、あるいは人権活動的なものに費やされているわけだから、それは皆で担おうと。それでこそ弁護士だというような議論にまだまだ打ち勝てるころまではいかないと申しますか、相当無理をしないと会費の減免は難しいかと思えます。これは徐々にそういった議論を深めていくということで、いつくらいまでにやるというのはなかなか言えない状況ではあるのです。

よく言われるのは日弁連の会費よりも単位会の会費のほうが高いのだから、単位会でということで、愛知県弁護士会のようにやってくださっているところもあれば、単位会自治、非常に自治が要なものですから、やはり単位会自治の中で会費の問題というのは、寄って立つ一つの大きなものですから、なかなか難しいということは申し上げざるを得ない。

(北川議長)

会長のおっしゃるとおりだと思うのですが、もう1つは、例えば日本司法支援センター(法テラス)やひまわりの活動などで、実は自治体は本当に助かっているのですね。いわゆる消費者金融や、悪徳商法にやられているのを、小さな自治体は皆指をくわえて怖くて

触れずにいたのですね。法テラスやいろいろなひまわりに関わっていただくと本当に変わっていくということは、行政できちんとした対応をするのが難しいということなのです。そういう法の支配も公共事業だと思うのです。田舎に鉄道を敷く、法のレールを敷くという、そういう意味合いのほうを僕は期待したいということがある。行政が権力側につくのか、市民側につくのかということとは別ですし、逆に言うと市民側につくことになるほうが、私はどちらかという和多いと思うのです。

(山岸会長)

それでお伺いしたときに自治体の方が議員かどちらか失念しましたがけれど、採用する場合に短い任期付がいいでしょうか、それとも終身でいていただくような募集の仕方のほうがいいでしょうかという質問があって、十分な答えができなかった気がするのですけれども。まさに自分はやり甲斐があるということで、いわゆるモンスターペアレンツを相手にするにしても、あるいは福祉とのコラボレーションの世界に生きるにしても、自治体で生きがいを見つけて、長期でいたいという方もそれはそれでいいだろうと思います。しかし、モンスターペアレンツを相手にするといったことではなく、基本はコンプライアンス、内部統制が中心だとすると、その組織にずっと定年までいて、いわゆる俗な言葉で大過なく過ごして退職金までいただくというような発想ではない任期付のほうが、むしろきちんとしたことを言える、貫けるという点においては、任期を終えた後どうするのかという問題はまたありますけれども、任期付のほうがいいのではないかと思います。

(北川議長)

もしご質問があれば、どうぞ。

(豊副議長)

先ほど益田課長のお話で、企業内弁護士でいらっしゃったときは正社員で、自治体の場合は任期付職員ということなのですからけれども、企業内弁護士で正社員が可能で、自治体では任期付でないと難しいというのは、どのあたりに違いがあるのでしょうか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

自治体はおそらく法律とか条例があるので任期付で募集をしているのだらうと思います。一部の自治体は任期後に一般職として選考採用される道もあるという話も聞いていますので、自治体ごとの判断かと思います。採用される側としては、一般企業の場合でも、法律事務所から一定期間だけ出向するという形で採用されている方もいますので、一定期間の期限付の採用とずっといられる採用と、両方あったほうが使い勝手はいいのかなという気はしています。

(湯浅委員)

益田課長に伺いたいのですけれども、私も少し霞が関の中に入ったことがありました。いろいろあったのですけれども、今までの慣習と、法律的に正しいと思うことがなかなか必ずしも合わない場合というのがあると思うのですよね。それで先ほど議員の話もありましたけれども、やはり自治体の職員の中には、自分たちが今までこうやって実務を積み上げ

てきたのに、突然入ってきて何なのだというような感じもあるのではないかと思います。昨年の4月に採用されて、1年くらいやっていらっしゃるのですよね。そういったことをいろいろな分野で聞くのですが、学校の中にスクールソーシャルワーカーの方が入ったりするときや外部のサポートが入ったりするときも、信頼関係をつくるのに大体3年かかったという話を後からずいぶん聞くのです。そういう感じの中で今はどういう関係性なのかということ、苦労はありますか。

(益田コンプライアンス担当課長)

おっしゃるとおり、最初はかなり警戒されている印象を受けることも正直ありました。ただ、組織を動かしているのは幹部職員ですので、職員の方は部長級の管理職員を見ているのですね。部長級の幹部職員の方がいろいろと気を遣ってくださって、何かあったら任期付職員に相談しなさいという指示を出してくださったのです。そういうことがあって、幹部職員の姿を一般職員の方が見ていて、では相談しようかと来て、だんだんと何回か相談していただくうちに、仲良くなってきたという感じですね。おっしゃるとおり、やはり最初の抵抗感というのは、ひしひしと感じました。

(湯浅委員)

しかし、1年でそんなに大きく変わりましたか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

そうですね。

(湯浅委員)

それはすばらしい。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

何とか、非常に仲良くなりました。ただ、それは多分、幹部職員が受け入れる姿勢を出したからだと思うのです。加えて、任期付の弁護士職員が複数いますので孤立化も最初からせずつまみましましたし、組織として生かしていくのだという姿勢を見せてくれたことで受け入れ態勢が整ってきたのかと。

(山岸会長)

それが大きいのではないですかね。単身で乗り込むのでは風当たりが強いのですよね。

(湯浅委員)

一応言っておきますと、私も仲良くなりましたけれどもね。

(中川委員)

一般職員の皆さんは、「課長」と呼ぶのですか、それとも「先生」と呼ぶのですか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

「課長」です。

(中川委員)

そうですね。それでずいぶん違うのですよね。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

そうですね。そのあたりもおもしろいと思うのですが、私が民間企業にいたときは、自分が弁護士であるということを企業内で名乗ったことがないのです。ですので、他の社員は私が弁護士であることを、おそらく知らない方もたくさんいたと思います。そういったいろいろな文化の違いなどもあるでしょうけれども、今のところ「課長」と呼ばれています。

(北川議長)

企業は完全に退職されているのですか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

退職いたしました。

(長見委員)

東京にいらしたようなのですけれども、わざわざ明石市で転職されたのか、どういう魅力があったのか、どういうチャレンジをしたくて行かれたのか。他の弁護士も同じように動機があると思うので、少しお聞きしたい。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

たまたま採用が目についたというのが明石市に行った一番の原因ではあるのですけれども、いろいろチャレンジしてみたいというのが一番大きいと思います。もともと私は、最初に法律事務所にいたのですけれども、そのときに自治体の法務をしている弁護士が上におりましたので、自治体の相談業務や訴訟を担当させていただいて、一度自治体の中に入って仕事をしてみたいというのもありましたので、思いきりました。

(長見委員)

では、募集のところはそういうところを工夫すると。

(北川議長)

やり方があると思いますので、もう一度中島次長にお聞きしたい。明石市は29万人くらいの都市でしょうか。東京とは離れているところで、あるときは募集しても応募がないことがやはりあるにもかかわらず、2名の募集に対してなぜ22名の応募があったのかということからくりと申しますか。

(中島総務部次長)

難しい質問ですね。この時期は明石市しか募集がなかったのか、他にもありましたか。

(益田総務部コンプライアンス担当課長)

ありました。

(中島総務部次長)

ありましたか。どうなのでしょう。条件的にもそれほど悪くないとは思いますが、やはり市長が弁護士というところで、いざというときには助けてもらえるのかなというところもあったのか。これは推測です。

(北川議長)

複数名の採用というのもよかったですよね。

(中島総務部次長)

複数のほうがいいと思います。それと、5年以内ということがいいのかと思います。やはり1人でのいるのは大変だろうと思います。先般も千葉県流山市議会の視察がありましたけれども、やはりその職員は弁護士で、市議会事務局と市長部局と両方を兼ねていると。利害相反するところで、こちらでつくった条例をあちらでは直せと言われているが、それは私にはできませんと。それはやはりかわいそうだという部分もわかります。

(北川議長)

流山市議会には私が紹介したのです。行け行けと私が主張しているのですね。そういうことをやっていくと、だんだんと食わず嫌いのところが変わってくると私は思うのです。食べてみるとおもしろいというところからスタートする。

よろしいですか。少し時間オーバーしてしまいますが。

(中西事務次長)

この後お話しする法曹養成制度検討会議には、本日はご欠席の清原三鷹市長が委員でいらっしゃって、まさに自治体や公共セクターの弁護士をもっと拡大して使えないかという議論をずっとやっていました。やはり一番ネックになるのは自治体の今の財政で、財政難の状況と、加えて公務員の定員削減ということがあると。これが大きな壁になって、なかなか三鷹市でも最近できていないというお話なのですが、明石市の場合は、そのあたりの苦勞はどう乗り越えてこられたのでしょうか。

(中島総務部次長)

10年ほど前、正規職員が2,600人くらいいました。その後、行政改革実施計画ということで、総人件費を5%カットするというので、まだ続いているわけですが、今はバス事業を廃止しまして、それから病院を独立行政法人にいたしまして、今2,000人まで下げています。今後10年間でもう200人の削減を頑張ろうと。さらに絞るところは絞って汗も出ないくらいやろうかということで、目一杯、民営化もやっているのです。おそらく全国の自治体は一緒でしょうけれども、財政の健全化を図っていかなければいけないという中ですので、特に明石市の場合は自主財源に乏しいという事情もございまして、自ら身を切らないと市民の方にも理解いただけないという状況に至っています。引き続き、今言いました任期付もそうですし、再任用といたしまして、公務員は60歳定年制ですので、OBや臨時職員等々の活用によって、できるものは基本的には民間にお任せすると。やはりこれは行政が担うべききものか、共同でやるべききものなのか。そのバランスを見ながらできるだけスリム化してやっていきたいという思いでいます。

(中西事務次長)

そうした厳しい中であえて弁護士を5名採用するということには抵抗もかなりあったと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

(中島総務部次長)

地域主権時代の中で、従来のありきたりの行政の仕事をするのであれば、都市間競争に

も勝たなくていい、決められたことだけをやっていればいいということであれば、考えなくてよいのでしょうかけれども、そういう時代ではありません。ですから、地域の個性あるまちづくりを展開するということになれば、新たな政策法務も出てまいりますし、当然に弁護士の支援なくして行政は成り立たないという考え方をしています。

(北川議長)

中島次長、そんなに難しく考えることはないのです。ユニークな発想の市長だからですよ。つまり、トップが決断したらできるということです。ですから、専門職に対しての価値観の問題なのです。法務や福祉関係の専門家を入れるという決意。

(山岸会長)

おっしゃるとおりなのですよね。効率化できるところは効率化する。必要なものは専門職を入れて見直させるということで、当然なのだろうと思うのです。

(小川副会長)

むしろ、常勤職員を切って、任期付職員を入れるということでしょうか。

(中島総務部次長)

そういう意味ではありません。

(北川議長)

ですが、総定員数と関係ありますから、決意なのですよね。どちらか選択するというのはいえます。

(鈴木事務次長)

この後の検討会議のところで出てくると思うのですが、自治体の職員の方から、弁護士職員の方についてのお話を聞いたのですが、北川議長もおっしゃられたように、リーダーシップをとる市長がいるかどうかにかかっているところが大きい。今後も続けますかという話をすると、市長がどう考えるかによるということも言われていて、そういう部分が大きいのだらうと思いました。

(中川委員)

次も確実に当選されるかどうか、それは明石市もわからない。

(北川議長)

かなり抵抗はあったと思うのです。ですが、明石市の泉市長は押し切られて、それで成果を出されているという雰囲気ですね。

(山下副会長)

ですから継続できるかどうかの問題もありますね。

(北川議長)

それもありますけれどもね。

(鈴木事務次長)

実績を上げていくことで、それは継続できるのではないのでしょうか。

(北川議長)

継続できるでしょう。

(山下副会長)

私は、若手弁護士の就職問題や研修などいろいろやっているわけですが、市長など自治体の方に採用してくれませんか、場合によっては、残念ながら司法試験には受からなかったロースクール生を採ってくれないかという話をしています。しかし、法律を目指した人というのは協調性はあるのだろうかという非常に低いレベルの話になる。日弁連としてどういうことができるか。

ですから、市町村などで直接募集を出されても、今北川議長がおっしゃったように、まだ応募者が来るかどうかわからない。逆に、日弁連の中ではいろいろな若い方々が就職したいがどこに行ってもいいかわからない。両者に対してもう少し日弁連が何かできればということ、今若手法曹センターでは考えています。

(北川議長)

例えばこの間も荒総長と私と2人で、ある市長に話をしたのです。その市長もいわゆるワンマンなのです。おそらく採用になるわけですが、それはいいというような関係を築いていって一つひとつこじ開けるといふ現実もあると思うのです。理論的に広めていくということ。いろいろな方法論を検討する余地はあるのではないかと思います。

(山岸会長)

協調性の問題は結構ありますよね。でも裾野が広がったからか、協調性のある弁護士も増えてきたということですね。

(中西事務次長)

それは企業内弁護士と同じですね。

(北川議長)

それではお時間も過ぎておりますので、次の議題に移ってよろしいですか。

明石市のお二人、本日はお忙しいところお越しいただきましてありがとうございます。また、これからご経験などもいろいろと教えていただきたいと思いますので、今後もよろしく願いいたします。本日は、本当にありがとうございます。市長にもよろしくお伝えください。

(中島総務部次長)

こちらこそお招きいただきまして、ありがとうございます。

議題②法曹養成制度検討会議の検討状況について

(北川議長)

それでは早速でございますが、第2の議題として、「法曹養成制度検討会議の検討状況について」を検討していきたいと思っております。まず、中西事務次長からご説明をお願いしたいと思います。

(中西事務次長)

このテーマは、これまでこの会議でも何度も議論していただいたのですけれども、法曹養成制度検討会議がいよいよ4月上旬に中間取りまとめをしてパブリックコメントにかけるということで、ざっとこの間の議論状況を報告させていただいて、ご意見をいただきたいという趣旨でございます。事前配付資料の45/49ページ以下にFAXニュースが添付されています。そこに議論の概要を公平に紹介しています。法務省に事前に送って特に内容面に問題ないと確認を取っていますので、ぜひともご覧いただきたいのですが、まず、45/49ページは法科大学院の件です。法科大学院についての最大のテーマは、当初の乱立した状況をどう改善するかということ、統廃合と定員削減です。

現在は文部科学省が補助金政策、公的支援の見直しというやり方でやっている中で自主的に撤退していくスキームで動いているのですが、それで果たしてうまくいくのかという話です。できれば、何らかの法的な措置を採るべきではないのかという提起をわれわれはしました。この点は法務省などもそういった方向の意向を持っていたと思います。

文部科学大臣が認可を取り消すという方法もありますし、法務大臣が司法試験の受験資格を一定水準以下の法科大学院には認めないという方法もあるという形で議論をしました。議論状況としては検討会議で2回時間をかけましたが、当面は文部科学省が行っている今の補助金政策のほうを進めることで様子を見るべきではないかという意見が強かったという状況です。様子を見てだめであれば強硬措置もあり得るわけです。

定員削減については、当初5,800人を超える定員だったのですが、今は4,400人程度まで削減されています。ただ、これは実入学者が3,150人くらいまでしぼんでいて、今年の入学者は3,000人を切る、2,800人以下になるだろうと言われていています。従って4,400人でもまだ多いので、これをもっと実数に近づけていく必要があります。削減の仕方については、大規模校で定員270人や240人など大きいところがあり、ここを削らなければ削減の効果があまり出ないし、教育効果の観点からみても、大規模校は司法試験に受かっている人もたくさんいるけれども、三振者もたくさん出しているわけで、大規模校、中規模校を含めた定員削減ができる方向にという議論をしています。ここはまだ方向が定まっていない状況です。

次に、法科大学院の教育内容については、未修者教育をどうするかという問題があります。ここでは、中央教育審議会が今打ち出している未修者の2年次の進級に際して共通到達度確認試験（仮称）という制度を導入して、全体としての質の均質化、底上げを図るという方法が、有力な方向として議論されています。

その次に、司法試験の改善についてというテーマをやりました。ここでテーマになったのは、今の5年以内3回という司法試験の受験回数制限を緩和すべきかどうか議論されました。私たちは、今の5年以内3回というのは、当初は合格率7割、8割の合格を目指すという制度設計でしたので、高い合格率のもとで3回の回数制限に合理性があるという議論をしていました。しかし、実際は単年度合格率が25%程度で、3回という回数制限をとる正当性があるのかという疑問があること、加えて受験生に非常に大きなプレッシャー

がかかっているということで、受け控えのような事態がなくなるよう5年以内5回とすべきであると言ってきました。

この会議のセッションでは、回数制限は今までの観点から緩和すべきであるという議論と、回数制限を緩和すればさらに受験競争が強まり、合格率も下がるだろうという議論が拮抗していました。5年以内5回というのも有力な方向として議論されていますけれども、最終的にはどちらに落ち着くかはまだ見定められていません。

それから、司法試験については、科目の削減をすべきではないかという提案も出ています。これも今後の議論次第です。他に司法試験に関する大きな問題は、予備試験制度でありまして、既に2回予備試験が行われていて、1回目の予備試験合格者については、昨年の司法試験でかなり高い司法試験合格率を出しました。これについては、当初の予備試験の制度趣旨から見て、法科大学院に行けない人のための制度であったのが、そうはなっていない。法科大学院に行けるけれども、予備試験も選択してとって、東京大学、中央大学といった上位校から予備試験の受験合格者がたくさん出ており、問題ではないかという議論を中心になされましたが、制度がまだ始まったばかりなので、もう少し様子を見て、制度趣旨に添った運用ができるかどうかを検討していく方向で議論自体は終わっています。

それからもう1つ重要なテーマとしまして、49/49 ページで、司法修習生の経済的支援という議論をしています。これは、日弁連が給費制の復活を求めている課題であります。法曹の養成に関するフォーラムの第1次取りまとめでは、給費制ではなく貸与制へ移行した上で、貸与金の返還猶予というスキームを導入する方向で取りまとめがされています。昨年の国会の議論で修習生への経済的支援をもう一度見直すようにという衆議院法務委員会附帯決議が出たことを踏まえ、改めて議論が喚起されたテーマです。

ここに書いてありますように、給費制をもう一度見直して復活すべきだという議論も新しく参加された委員を中心に、かなり有力な主張が出ました。それだけではなく、法曹の養成に関するフォーラムの委員の中でも、昨今の弁護士の経済状況を踏まえて、修習生の支援を貸与制のもとであっても何らか考える必要があるのではないかという意見が出ました。典型的には、地方に配属される修習生が非常に重い負担があり、不公平是正の問題もある。さらには、地方に配属されない修習生についても、修習をしている間は実費的な負担が非常に重いということで、給料ではないけれども、底上げ的な給付が必要ではないかという議論もなされました。経済的支援をめぐるスキームは非常に大きな争点として取り上げられています。これを具体的にどのような形にするか、取りまとめ段階で詰め作業をしているところです。

今日配付した資料の最後のところですが、先ほども出ました自治体分野なども含む法曹の活動領域の拡大について、つい先日の法曹養成制度検討会議で大きなテーマになりました。この検討会議の中で3分野、つまり、企業分野への拡大、それから自治体分野への拡大、さらには海外の企業展開等々へのサポートを法律家が行うという3つの分野について、検討チームにわかれて検討を行いまして報告がなされました。

今後の法曹の活動領域拡大は重要な分野であることは確認されたのですが、ここ数年間で増やせるというものでもないので、先ほどの明石市の例のように、自治体側にも弁護士会側にも双方に課題があるように、この間これらの分野で拡大が十分に進んでこなかった原因を取り除いていく努力をしていくことと、また今後の取組課題についてそれぞれの分野で報告があり、継続的に推進していこうという状況です。協議会的なものだけではなくて、ミスマッチの解消ないし拡大の努力に資する何らかの恒常的な組織がいるのではないかという意見も、委員からは出されています。

この間の議論は以上でございまして、あと3回で中間取りまとめがなされる予定です。

次回、3月14日に法曹人口の問題を議論することになっている関係で、事前送付資料の37/49ページ以下に日弁連が2月12日に行いました法曹人口問題シンポジウム「急増から漸増へ～現実の法的需要と弁護士人口増員のバランスとは？」の資料を付けています。この中でご覧いただきたいのは、38/49ページのプレゼン資料です。「②急増から漸増へとは？」にグラフがあります。日弁連の主張は、弁護士を減らすようにととられることが往々にしてあるのですが、そうではなく、今2,000人のペースではこのくらい、日弁連の提言1,500人ではグラフの下のほうということになりますが、いずれにしても今3万6,000人台の法曹人口が、早晩10年ないし15年後には5万人に達すると。これも大変な増加ペースであるのは間違いのないわけなので、われわれの主張は今のペースをより緩和したペースにして、実際の法曹需要の今後の予測に合わせていくべきだということになります。そのことは、法律家のOJTの確保の観点からも非常に重要であるという主張をしています。

ご質問、ご意見があれば伺いたいと思います。

(北川議長)

ありがとうございました。今の中西次長のお話でご意見ございますか。どうぞ。

(湯浅委員)

経済的支援の話でおっしゃった、給料ではない、底上げ的な給料というのは何のことでしょうか。

(中西事務次長)

これが実は難しく、費用というのは生活費の支援です。法曹の養成に関するフォーラムの第1次取りまとめで給費制ではなくて貸与制ということで、修習生は公務員ではなく大半が弁護士になって、将来それなりの収入を得るのだから、給与を公務員並に払うということではできないという取りまとめをされているのです。そのスキームの下で何らかの支援をとることになると、給料に相当する分ではない実費分の支援策という枠が決まってくる。そこでこういった議論が出てきている面が1つあるのと、あとは先ほど言いましたように、不公平な是正の問題や、修習生独自の、公務員でいえば宿泊旅費のような実費支給的な要素のものがあるのではないかという議論をしています。

(湯浅委員)

では名前はともかくとして、何とか手当とあって、実質的に給与支払分をそれで充てよ

うという流れでしょうか。

(中西事務次長)

そういうことではなく、実質的な給与分はやはり貸与でまかなわざるを得ないだろうけれども、それに少しでも上乗せした給付をすべきではないかという話です。

(湯浅委員)

司法修習手当など、いろいろな名前でということでしょうか。

(中西事務次長)

研修手当などですね。

(荒事務総長)

少し歯切れが悪い言い方になるかと思うのですが、要は、司法修習生は日本全国に配属され、散らばっていくということを考えたときに、例えば地方自治体でそこに止まっているのではなくて、研修に行けと言われていたのと似た部分がある。日本全国、自分の意に反する場所にも行かされるのです。鹿児島に行く人がいれば、釧路に行く人もいる。そういう研修をするとなるのであれば、公務員であればどういった手当が出ているのだろうということです。公務員の場合にはきちんと1日何千円という手当が出ているということを入り込んで、30日で計算をしていくと、8万円9万円という額になっていきます。そういう金額を带状には考えられないのですかということで、例えばの話ですが、それは貸与を前提としたって考えられることでしょうか。平たく言うと、貸与を前提としてそういうことも考えながら、いろいろと経済的支援のメッセージを法科大学院生に送っていくという作業が必要ではないですかということです。

(額副会長)

この資料で言いますと、49/49ページの「経済的支援をめぐり新たな提案を」という、下から2つ目の2段落目で、さらに新たな提案としてという形で記載があります。「公務員が研修を行う際に給与とは別に支給される研修日額旅費などを参考に、すべての修習生に生じる実質的な費用を弁償するものとして一定額を支給することも検討すべき」という部分ですが、これは清原委員からのご提案でして、日弁連としてもこの提案は重く受け止めるべきだと橋本副会長がこの検討会議で述べられた。そういう経緯がございます。

(北川議長)

あとはよろしゅうございますか。どうぞ。

(豊副議長)

先ほどの予備試験のところなのですが、実際に予備試験を行ったら、現役の大学生や法科大学院に通っている在学生の合格者が多いということです。予備試験の枠がかなり広がってしまうと、結局一発試験になってしまって、点から線への教育に変えましょうという法科大学院の設立の理念が壊れてしまうのではないかという懸念は、法科大学院設立当初から指摘されていたと思うのですが、結局やはりこういう事態になっています。日弁連としてはこの予備試験問題をどうしようということ動いていらっしゃるのでは

うか。

(中西事務次長)

日弁連としては、昨年7月に出した「法科大学院制度の改善に関する具体的提言」の中で、予備試験制度の意義そのものはあるとしています。それは、法科大学院に行こうと思っても進学できない人や、社会経験があってもあえて法科大学院に行かなくてもいいという人のための制度として本来つくられているのだから、そういう制度趣旨は生かした方向で考えましょうと。ただし、現実としてそうになっていないので、何らかの修正があるのではないかということですが、それについてはいい知恵が出ていない。検討会議では、法科大学院サイドからは、法科大学院在学生の受験資格制限か一定の年齢制限、例えば25歳以下は受験させないといった提案も具体的には出されたのですが、多数の支持を得られていない状況です。

(中川委員)

感想のようになりますけれども、法曹養成制度の改革がスタートして時間が経っているのですけれども、何か暗礁に乗り上げてしまったようで、問題が多すぎるという気がするのですね。いろいろなことが検討されているのですが、結論を出せばどちらかへ行くのでしょうか、結論を出したところでうまくいくのかということについて、非常に不安があります。だからどうだと言われると困るのですけれども、これは相当抜本的なことを考えなければいけないのではないかという気がしています。これは単なる感想です。

1つだけ申し上げたいのは、法曹人口問題なのですけれども、確におっしゃるように、私も始まる時にいろいろ関与してしまっていて、職域に見合う法曹人口ということも言っていたのです。ですけれども、もはやそれとは乖離した計画になってしまっている。現実としてこういったようになってしまっているということなのですが、では職域というものをどう考えるかという問題なのです。これは、やはり潜在職域というものがあるわけで、現にあるところに見合う人口というのでは少し頼りないと思っています。

現に、例えば今日の話の自治体や企業法務、あるいは裁判官任官、それから国際的な面もある。考えてみますと、潜在職域は相当広いと思います。それは数値的にはなかなか出せないのだけれども、そこへ押し出していくためには、ある程度産みの苦しみが必要ではないかと思うのです。相当数の就職にあぶれる人も出てくるかもしれないし、苦勞する人も出てくるかもしれないけれども、そういう現実があつて、はじめて潜在職域にだんだん染み出していくということも事実だと思っています。あまり現在の職域だけを考えて人数を考えるべきではないと私は思っていて、やはり産みの苦しみという側面をどう和らげるかという議論は必要ですけれども、ここは辛抱してもらいより仕方がないのではないかと。それが法曹というものが社会に進出していくための今現在の状況だと思いますので、これから法曹になる人も含めて、そういう苦勞をしようという覚悟のようなものを持っていただきたいと思います。

(山岸会長)

今ご指摘の点は、1つの角度から見て、よく理解できる話ではありますし、私もインタビューでは浸透圧というような言葉も含めて質問を受けるなどしてきました。潜在的需要は確かにあるだろうと思います。それが顕在化するスピードには社会の意識の変化もありますし、有償ニーズというのは割合に少ないと言いますか、無償ニーズやボランティアのニーズというのがまだまだ山ほどある。そのあたりは財政措置をとらなければいけないところであり、弁護士費用保険みたいなもので賄わなければならず、扶助を拡大しなければいけないところです。全体でニーズと呼んでいる中で、どこがどの程度ニーズがあるのかということとはなかなか言いにくいところではありますけれども、そここのところは検証しながらやらないといけません。先ほどお話がありましたが、私どもが1,500人と言っているのは、私たちの頃は500人から任官者を差し引いて、例えば350人が弁護士になっていくとした場合に、1,500人というときに任官者はほとんど変わりませんし、むしろ減っているのです。それは裁判官の人たちが辞めて弁護士になっても食べられないということで、辞めなくなっているということがかなりの要素ということになる。そこへはけていけないのです。計算すると1,500人でも、弁護士になる人口としては3倍ではなくて3.5倍くらいになるのです。それだけでも相当な増員になるということは、1つ押さえておかないといけません。

それから、今ご指摘いただいたような、どんどん思いきって増やしたということについては、私も会長選挙の際に全国行脚をしましたから、各種の実情は生で見て肌で感じたつもりでして、それなりに頑張っています。今まで努力が足りなかったということも努力しました。支部に来てくれなかったところや支部に1名だけだったものがあつという間に7名になりましたといったようなことで、島根にも何とか来てくれないかということで、2倍にするという目標を立てたけれども、あつという間に2.5倍以上、3倍くらいになった。それをどうやって仕事をするかということで、それなりに苦労しながら何とかやってきたが、そろそろそれぞれの努力ではこれ以上はなかなか難しいという意見も聞かれる状況になってきているなというのがあるのです。

ですから、再三申し上げているように、減らすというのではなくて、増え方の角度がすごかったのを少しだけならかにするということなのです。1,500人であっても、われわれずっと500人できたものを3.5倍ぐらいの弁護士が毎年出てくるということが、日弁連としては今言いたいところなのです。

(額副会長)

屋上屋を重ねるような話になりますが、先ほど中西次長が申しあげましたように、この資料の43/49ページでございますが、法曹志願者が激減している状況があります。ここには載っておりませんが、先ほど中西次長が申しあげたのは、法科大学院の入学者数に関して4,480人の定員がありますが、一昨年入ったのが3,620人、昨年が3,150人、今年が2,800人を切るという表現をされましたが、一説によると2,500人を切るかもしれないという話が出ています。これをどう評価するのか。そして来年、再来年はこの傾向が続

くのか、今年で底打ちするのか。われわれはさらにこの状況が続くであろうと予測しています。そうすると、法曹界はどうなるのか。法曹の人材という基盤から法曹界、司法界というのは瓦解するような状況になってしまうのではないかという懸念を抱いています。この懸念が正しいかどうかは議論いただくという話だと思います。

それから、その原因が何かということです。先ほどから少し出ていますが、やはり就職難ということがあるのではないか。あるいは、法科大学院に通うには時間と金がかたつきかかります。そうすると、湯浅委員の専門分野にわたる話ですが、貧困家庭、あるいは格差社会で下のほうにいらっしゃる方は、チャレンジができない仕組みになっているのではないか。加えて、給費制が貸与制になったことでさらに借金がかさむ。そういう状況を若い人たちが見て、司法界を敬遠し、挙げ句は法学部志願者が激減している。明日の法曹界がどうなるのかという懸念を強く、日弁連としては抱いているという状況にあるということをお願いしたいと思います。

(中川委員)

私は、もうこんなところで議論する問題ではないと思うのですが、法曹有資格者が必ず法曹の仕事に就く必要はないと思っているのですよね。こんなことを言うと大変な話になるのですが、法曹資格を取った方が別の世界で活躍されるのは一向にかまわないのではないかと。例えば、今の橋下大阪市長の関係か何か知りませんが、若い弁護士がアメリカの法律事務所にいらしたのだけど、日本へ帰ってきて学校の校長になりました。今度その方が大阪府の教育委員長になるということで頑張っているらしいんですけど、これはリーガルマインドというようなものを生かして別の仕事をしていこうと。そういう方がどんどん出てきても私はいいのではないかと思います。要するに弁護士としてのマインドを社会の中で生かしてもらおうということだっていいので、別に法曹としての仕事でなければいけないという考え方そのものが狭いのではないかと思います。これは少しと余分な議論かもしれませんが、申し訳ありません。

(瀨瀬副会長)

少しお言葉を返すようですが、法科大学院制度が法曹養成制度の中核的な機関であると設定されたわけですから、そういう意味で法曹ではない道にどうぞお行きなさいというのは、法科大学院を設けた当初の趣旨ともやはり相反する話になる。

(中西事務次長)

先ほどの明石市であるとか、企業内であるとか、いろいろ旧来の法廷実務家以外の道はたくさんあるだろうということで改革が始まったのですが、残念ながらアメリカのようにあらゆるところに弁護士が既にいて、活動のルートが確保されているという社会ではないですし、年齢制限もあるので、広げたくても広がっていかない。そこで、何とか職域の拡大ができないかという議論をしている段階です。

(北川議長)

際限なく議論が続きますが、後ほど改めてやっていただければと思います。申し訳あり

ませんが、時間が押しておりますので、ご了解いただきたいと思います。

議題③議長・副議長選任の件について

(北川議長)

それでは次の議題に移らせていただきたいと思います。

「議長と副議長選任の件」をお諮りさせていただきます。市民会議規則5条では、議長1名と副議長若干名を委員の互選により選出するというようになっております。任期は1年で再任を妨げないということでございます。ここで来年度4月1日から1年間の議長を選任したいと存じますが、自薦・他薦等ございますでしょうか。

(中川委員)

来期以降の議長につきましては、引き続き北川議長、副議長につきましても、引き続き豊副議長にお願いしたいと思ひまして、推薦をいたします。よろしいですか。

(北川議長)

それではそのように諮らせていただきます。

(承 認)

(北川議長)

どうぞよろしくお願ひいたします。

引き続きまして、第38回市民会議ですが、6月18日に決定しています。新たな領域拡大の議論をしていただきましたが、委員の皆さん方、弁護士の皆さんも、次の議題に何か適当なもの、ご意見がございましたら取り上げていきたいと思ひますがいかがでしょうか。

最近の民法改正や民事司法というのもあるのですかね。

(山岸会長)

法律議論の各論になりすぎてしまって、市民会議の議題としてはなかなかなじまないかもしれません。

(荒事務総長)

刑事司法改革が少し進んでいるので、その進捗状況をお知らせするというのもあろうかと思ひます。

(山岸会長)

委員の先生方にご検討いただくとしても、同じようなテーマになるかもしれませんけれども、行政の中で弁護士がどう活躍するか、隣接士業がいろいろと職域拡大の要求をしている中で弁護士人口をどう考えるべきなのか、あるいは政策秘書に行くといっても落選すれば失業してしまうなど、いろいろな各論を踏まえて立法、行政、司法のあり方という大きなものをそれぞれに描きながら、どういう人材がどういうところで活躍するといふ日本になるのかというところは、もう少し掘り下げてお聞きしたいという気もいたします。

(北川議長)

例えばそうなってくると、立法府の定数是正はどうでしょうか。

(中西事務次長)

いくつかこちらでも考えたいと思っているのですが、前にダニエル・フット委員に報告していただいたように、委員の皆さん方からも何かこういう話題を振りたいというのがありましたら、ぜひとも。

(北川議長)

もしあれば事務局のほうにもおっしゃっていただければ。今会長がおっしゃたように広くいろいろな議論をしていただければと思います。ご検討いただくということでよろしゅうございますか。

では、次回は平成 25 年 6 月 18 日の火曜日、午前 10 時から 12 時までで、現在は 7 名の方が参加可能です。このように予定をさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

6. 閉会

(北川議長)

その他、委員の皆さんや事務局から何かございますか。

それではないようでございますので、本日予定していました審議を終了いたします。第 37 回の日弁連市民会議を閉会させていただきます。どうも皆様ありがとうございました。

(了)